

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 9 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 永 末 雄 大

第 1 監査の概要

1 監査の期間

令和 7 年 12 月 26 日（金）から令和 8 年 2 月 26 日（木）まで

2 監査の対象

「サンビレッジ茜」の指定管理者の業務について

- ・ 指定管理者 一般財団法人サンビレッジ茜
- ・ 所管課 スポーツ振興課

3 監査の場所

当該施設及び監査事務局

4 監査の範囲

令和 6 年度の指定管理者の業務に関する財務及びその他の事務の執行状況、施設等の管理状況について

5 監査の方法

「サンビレッジ茜」が設置の目的に沿って適切かつ効果的に管理され、財務事務が適正に処理されているかを主眼として、関係書類を抽出等により調査するとともに、現地調査や関係職員からの説明を聴取するなどの方法により、監査を実施しました。

6 監査の主な着眼点

【指定管理者】

- (1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

- ① 施設管理業務の実施状況
 - ② 施設の利用状況
 - ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (4) 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
- ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
 - ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

- (1) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (2) 指定管理業務の履行確認は、精算報告書または実績報告書により適切に行われているか。
- (3) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

第2 監査の結果

- 1 指定管理料 令和6年度 48,433,667円
- 2 監査結果の内容

今回の監査においては、施設の管理、会計経理及び事業報告が、協定書に基づき適正かつ効率的に行われているかに留意して実施しました。

その結果、「サンビレッジ茜」における公の施設の管理に係る財務その他の事務は、概ね適正に執行されていることが認められました。今後とも、適正な事務処理と事業の公益性のために、より一層努力されることを望みます。

なお、令和6年度事務執行の一部で、直ちに是正及び改善を要する事項がありましたので、下記のとおり文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正な処理を行うよう求めました。

【スポーツ振興課に対する指摘事項】

1 備品について(局長指摘事項)

サンビレッジ茜施設の管理運営に関する基本協定書(以下「協定書」という。)第 18 条によれば、飯塚市は、別紙 2(飯塚市の備品を記載したもの)に示す管理物品を無償で一般財団法人サンビレッジ茜に貸与としている。

しかしながら、サンビレッジ茜を所在場所とする備品の検索を備品管理システムにて行ったところ、4 件のみの登録となっていた。

また、指定管理者が飯塚市の備品を管理する台帳を確認したところ、協定書の別紙 2 に記載された備品の数量と相違していたため、事情を聞いたところ、故障や劣化により使用できなくなった備品については、市に報告することなく廃棄したとのことであった。

早急に備品の確認を行い、市の財産である備品については、適切に管理を行うこと。

2 会計書類の保存について(局長指摘事項)

サンビレッジ茜管理運営仕様書によれば、「指定管理者が指定管理業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、適切に管理・保存することとする。なお、指定期間終了時における文書等の帰属については、市と協議する。」とされている。

サンビレッジ茜において、会計書類の確認を行ったところ、令和 4 年度以前の会計書類については廃棄をしたとのことであった。

飯塚市会計規則(平成 18 年飯塚市規則第 56 号)第 30 条では、「歳入及び歳出に係る証拠書類の保存期限は、法令に定めのある場合を除き、その年度の出納閉鎖後 5 年とする。」とされていることから、少なくとも 5 年間の保存は必要である。

早急に、サンビレッジ茜で管理している会計書類について確認を行い、適正な書類の保存を行うよう指定管理者に指導すること。

3 利用料金について(局長指摘事項)

(1) 施設管理費について

当該施設の利用料金については、サンビレッジ茜条例(平成 18 年飯塚市条例第 188 号)第 12 条第 2 項に「利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。」と規定されている。

しかしながら、別表に定めのないまま当該施設の宿泊者に対し、施設管理費として 110 円/人を徴収していた。

(2) 体験学習の利用料金設定について

小・中・高等学校等の体験学習については、学校が利用しやすいよう特別料金を設定し徴収しているが、同条例に規定された市長の承認を得ていなかった。

このことについては、前回の監査において指摘を行ったものである。

主管課は、利用料金の適切な徴収を行うとともに、必要であれば、サンビレッジ茜条例の改正を行うこと。また、体験学習の利用料金設定についても、適切な事務処理を行うこと。

【指定管理者に対する指摘事項】

1 備品について(局長指摘事項)

サンビレッジ茜施設の管理運営に関する基本協定書(以下「協定書」という。)第 18 条によれば、飯塚市は、別紙 2(飯塚市の備品を記載したもの)に示す管理物品を無償で一般財団法人サンビレッジ茜に貸与するとしています。

指定管理者が飯塚市の備品を管理する台帳を確認したところ、協定書の別紙 2 に記載された備品の数量と相違していたため、事情を聞いたところ、故障や劣化により使用できなくなった備品については、市に報告することなく廃棄したとのことでした。

今後は、市の財産である備品について廃棄を行う場合は、市に報告し、協議を行った後に廃棄してください。

2 会計書類の保存について(局長指摘事項)

サンビレッジ茜管理運営仕様書によれば、「指定管理者が指定管理業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、適切に管理・保存することとする。なお、指定期間終了時における文書等の帰属については、市と協議する。」とされています。

サンビレッジ茜において、会計書類の確認を行ったところ、令和 4 年度以前の会計書類については廃棄をしたとのことでした。

飯塚市会計規則(平成 18 年飯塚市規則第 56 号)第 30 条では、「歳入及び歳出に係る証拠書類の保存期限は、法令に定めのある場合を除き、その年度の出納閉鎖後 5 年とする。」とされていることから、少なくとも 5 年間の保存は必要です。

今後は、適正な書類の保存を行ってください。

3 利用料金について(局長指摘事項)

(1) 施設管理費について

当該施設の利用料金については、サンビレッジ茜条例(平成18年飯塚市条例第188号)第12条第2項に「利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。」と規定されています。

しかしながら、別表に定めのないまま当該施設の宿泊者に対し、施設管理費として110円/人を徴収していました。

(2) 体験学習の利用料金設定について

小・中・高等学校等の体験学習については、学校が利用しやすいよう特別料金を設定し徴収していますが、同条例に規定された市長の承認を得ていませんでした。

このことについては、前回の監査において指摘を行っていたところです。

今後は、利用料金の適切な徴収を行うとともに、体験学習の利用料金設定についても、市長の承認を得るなど、適切な事務処理を行ってください。